

答 申 書

令和4年3月17日

桑名市上下水道事業経営審議会

令和4年3月17日

桑名市長 伊藤 徳 宇 様

桑名市上下水道事業経営審議会
会長 宮 脇 淳

桑名市上下水道事業経営について（答申）

令和3年8月2日付け水企第151号で諮問のありました標記のことにつきまして、慎重に審議を行った結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 水道料金の改定について

- (1) 水道料金を基本料金20%、従量料金5%引き上げることとし、別表1のとおりとする。
- (2) 改定後の料金は令和5年1月1日から適用するものとする。

附帯意見

- (1) 水道料金の改定にあたっては、市民生活に与える影響を考慮して、丁寧な説明に努めるとともに、長期的な視野も含め日常から水道事業に対する理解が更に深まるように努めること。
- (2) 計画的な施設更新や地震等の災害対策を着実に実施すること。
- (3) 上水道老朽管を計画的に更新することで漏水対策を実施し、有収率の向上に努めること。
- (4) 桑名市上下水道事業経営戦略において、令和7年度に水道料金の改定を行うことが明記されているが、今後予定されている経営戦略の改定時において、経営状況等も勘案して慎重に検討を行うこと。
- (5) 次回の水道料金の改定の際には、小家族、少使用量の世帯をはじめとして、市民負担の逆進的拡大に考慮すること。

(審議の概要と答申の理由)

令和3年8月2日に桑名市長から諮問された「水道料金の改定について」、令和3年8月26日の令和3年度第1回桑名市上下水道事業経営審議会を皮切りに、計4回にわたり慎重に審議を行った。

桑名市上下水道事業経営戦略では、令和3年度に料金改定を行うことが明記されているため、昨年度の経営審議会において、水道料金の改定について審議を行ったが、新型コロナウイルス感染症による社会情勢を踏まえ、「令和3年度の水道料金は据え置きとする」という答申を行った。現在においても新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは立たず、市民や事業者の経済活動に影響を与えている状況であることは十分に認識をしているところである。

しかしながら、今後の人口減少やそれに伴う給水量の減少、そして何より老朽化が進む管路や施設等の整備を計画的かつ速やかに進めて行くためには、多額の投資を行っていく必要がある。また、昨年10月に和歌山市で発生した水管橋の崩落事故では、改めてライフラインの重要性が認識されたところであり、ここ十数年の間においても東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震等、大規模な地震が頻繁に発生しており、今後30年以内に70%の確率で発生すると言われている南海トラフ地震を始めとして、あらゆる災害に対して被害を最小限に抑え対応することが求められている。

これらのことを踏まえ、水道料金を現行のままにしておくことは難しく、改定は必要不可欠であるという審議会委員総意のもと、水道料金改定について、基本料金の改定率が高い料金改定案A（基本料金20%、従量料金5%引き上げ）と、基本料金・従量料金とも同じ改定率の料金改定案B（基本料金、従量料金ともに10%引き上げ）の二つの改定案について議論を重ねてきた。料金改定案A、料金改定案Bとも改定による増収額はほぼ同じであるが、両案を比較した場合に、料金改定案Aの場合、安定的な収入が確保できるが、小家族や少使用量の世帯において負担が増すことになる。一方、料金改定案Bの場合、節水意識の向上により予測している料金収入が安定的に確保できないと考えられるとともに、多くの料金を支払っている事業者において、大きく負担が増すこととなってしまふことも踏まえ、様々な視点から議論を重ねた。

その結果、審議会としては、水道事業について、持続性のある社会システムとして維持していくことが重要であり、その一番大きな課題である老朽化した管路や施設を更新していくためには、桑名市上下水道事業経営戦略に沿った料金の改定が必要であり、料金改定は、より安定的に収入を確保できると考えられる基本料金を中心に改定を行う料金改定案Aとし、改定時期については、6カ月程度の周知期間は必要であるという認識から、令和5年1月からが望ましいと結論付けたところである。

別表1 水道料金

(税抜)

| 用途別 | 基本料金（1ヶ月につき） | | 従量料金（1 m ³ につき） | |
|--------|--------------|-----------|--|-----------------------|
| | 口径 | 料金 | 水量 | 料金 |
| 一般用 | 13mm | 1,080 円 | 1 m ³ 以上 10 m ³ 以下 | 11 円 |
| | 20mm | | | |
| | 25mm | 1,440 円 | 11 m ³ 以上 20 m ³ 以下 | 131 円 |
| | 30mm | 2,160 円 | | |
| | 40mm | 3,960 円 | 21 m ³ 以上 40 m ³ 以下 | 160 円 |
| | 50mm | 9,000 円 | | |
| | 75mm | 29,700 円 | 41 m ³ 以上 100 m ³ 以下 | 171 円 |
| | 100mm | 70,200 円 | | |
| | 150mm | 108,000 円 | | |
| | | 200mm | 198,000 円 | 101 m ³ 以上 |
| 湯屋営業用 | - | 4,762 円 | 1 m ³ 以上 100 m ³ 以下 | - |
| | | | 101 m ³ 以上 | 83 円 |
| 学校プール用 | - | 4,608 円 | 1 m ³ 以上 100 m ³ 以下 | - |
| | | | 101 m ³ 以上 | 108 円 |
| 臨時用その他 | - | 6,451 円 | 1 m ³ 以上 20 m ³ 以下 | - |
| | | | 21 m ³ 以上 | 482 円 |

参考1 桑名市上下水道事業経営審議会 委員名簿

| 桑名市上下水道事業 経営審議会 | 氏名 | 桑名市上下水道事業 経営審議会条例 |
|--------------------|---------|----------------------|
| 会長 | 宮 脇 淳 | 学識経験を有する者 (1号委員) |
| 副会長 | 三 田 泰 雅 | |
| 委員 | 一 柳 文 美 | |
| 委員 | 木 崎 正 義 | 関係団体の代表者 (2号委員) |
| 委員 | 佐 藤 博 之 | |
| 委員 | 鳥 居 辰 哉 | |
| 委員 | 木 村 隆 子 | 公募による者 (3号委員) |
| 委員 | 大 平 千 歳 | |

(順不同・敬称略)

参考2 審議経過

| 年月日 | 会 議 | 内 容 |
|----------------|--------------------------------|---|
| 令和3年 8月26日 | 令和3年度第1回 桑名市上下水道事業 経営審議会 | (1) 令和2年度決算の見通しについて (2) 水道料金の改定について (3) その他 |
| 令和3年 10月11日 | 令和3年度第2回 桑名市上下水道事業 経営審議会 | (1) 水道料金の改定について (2) その他 |
| 令和4年 1月21日 | 令和3年度第3回 桑名市上下水道事業 経営審議会 | (1) 水道料金の改定について (2) 答申(案)について (3) その他 |
| 令和4年 3月17日 | 令和3年度第4回 桑名市上下水道事業 経営審議会 | (1) 答申(案)について (2) その他 |